



MINISTÉRIO DAS
RELAÇÕES
EXTERIORES

MINISTÉRIO DO
MEIO AMBIENTE E
MUDANÇA DO CLIMA



環境・気候持続可能性大臣会合(ECSWG)

閣僚宣言

2024年10月3日

1. 我々、G20環境・気候大臣は、環境及び気候に関する課題に対処するため、ブラジル・リオデジャネイロに集った。G20は、世界の国内総生産（GDP）の80%以上、世界人口の80%、世界の温室効果ガス排出及び物質・エネルギー利用の約80%、廃棄物発生量の75%を占めており、持続可能な開発を促進し、貧困を撲滅するための各国の取組において、各国間の貢献や状況の相違に留意する。このことを踏まえ、我々は、気候変動、生物多様性の損失、砂漠化、海洋・土地の劣化、干ばつ、汚染がもたらす危機や課題に対処するための緊急行動を拡大に向けた我々のそれぞれのコミットメントを再確認する。
2. 我々は、気候変動の影響が既に世界中で感じられ、脆弱な地域や国々により深刻な影響を及ぼしているという否定できない事実を踏まえ、上述の危機や課題に加えて、前例のない洪水、異常な干ばつ、平均を上回る熱波、そして我々が未だ対処するための準備が不十分であるその他の事象への対処に、一層コミットしている。我々は、ブラジルをはじめ、洪水、深刻な干ばつ、山火事などの異常気象による被害を受けたその他の国々に対して深い連帯を表明する。世界中で生じている人的・環境的損失は、新たな世界の現実に対応するためには、より大きな行動を取ることが急務であることを明らかにしている。
3. 我々は、気候変動の影響が広範囲にわたって顕著になり拡大していることを受け、気候変動への対処が横断的な性質を持つことと、我々の政府、企業、社会が緩和と適応の取組を拡大し、優先し、主流化するための緊急行動が必要であることを認識する。この点において、我々は、ブラジル議長国による「G20気候変動に対する世界的な資金動員のためのタスクフォース」イニシアティブを歓迎する。
4. 我々は、1992年のリオ・地球サミットを想起し、生物多様性条約（CBD）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、国連砂漠化対処条約（UNCCD）という関連するリオ3条約に留意する。さらに、第6回国連環境総会（UNEA-6）での決定と、CBD、UNFCCCとパリ協定及びUNCCDの今後の締約国会議の議長国間協力を促進するために昨今発足した「リオ・トリオ」イニシアティブにも留意する。我々は行動を強化し、コロンビア・カリで開催予定のCBD締約国会議、アゼルバイジャン・バクーで開催予定のUNFCCC締約国会議及びパリ協定締約国会合、サウジアラビア・リヤドで開催予定のUNCCD締約国会議等の多国間環境会議に積極的に参加する。また、韓国・釜山で開催予定の海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的



MINISTÉRIO DAS
RELAÇÕES
EXTERIORES

MINISTÉRIO DO
MEIO AMBIENTE E
MUDANÇA DO CLIMA



拘束力のある国際文書の策定に向けた第5回政府間交渉委員会（INC）及びフランス・ニースで開催予定の第3回国連海洋会議に積極的に参加することにコミットする。

5. 我々は、我々の主導的な役割に留意し、UNFCCCの目的を追求するに当たり、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映した形で、パリ協定及びその気温目標の完全かつ効果的な実施を強化することによって気候変動に取り組むという我々の確固たるコミットメントを再確認する。我々は、利用可能な最良の科学の知見を考慮し、パリ協定の全ての柱について野心的な行動をとることの重要性を強調する。

6. 我々は、ドバイで開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）の野心的かつバランスの取れた成果、UAEコンセンサス及びパリ協定下の第1回グローバル・ストックテイク（GST-1）の成果を歓迎し、全面的に支持する。我々は、次期の国が決定する貢献（NDC）における野心を刺激するための国際協力と国際的な環境整備を大幅に促進する一連の活動（「ミッション1.5へのロードマップ」）をCOP28、COP29、COP30の議長国が開始することに対する我々の支持を強調する。これは、この決定的に重要な10年間における行動と実施の強化を目的としている。我々は、COP29の議長国への支持を誓約し、バクーでの交渉の成功にコミットする。また我々は、2025年のCOP30議長国への支持も誓約する。

7. 我々は、生物多様性条約第15回締約国会議で採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組（KM-GBF）の迅速かつ完全、効果的な実施のコミットメントを再確認する。我々は、CBD締約国がCBD COP-16までに、KM-GBFとその目標に沿って、各国の生物多様性国家戦略及び行動計画を更新、または改定することの重要性を強調し、あらゆる資金源からの資金の強化を呼び掛ける。

8. 我々は、環境危機と課題への協調的かつ効果的な対応の必要性を強調する。我々は、気候変動への適応、海洋、生態系サービスへの支払い、廃棄物と循環経済の間の様々な相互関連性を認識し、ブラジル議長国による優先課題を歓迎する。我々は、各国の政策や状況に即し、GST-1で特定された野心的な目標と実施のギャップを埋めるような形で行動を拡大するなど、これらの各分野における我々の断固とした共同の行動から生じる、環境及び気候に関する多様かつ重大な利益を強調する。我々は、ブラジル議長国による4つの優先課題に関する技術文書に感謝する。

9. 持続可能な開発や2030アジェンダとその持続可能な開発目標へのコミットメントを共有し、1992年の環境と開発に関するリオ宣言、過去に採択された宣言と創設されたイニシアティブを再確認し、G20環境・気候持続可能性大臣会合（ECSWG）における議論及びG20議長国ブラジルが設定した優先事項を踏まえ、我々は以下の見解を共有する：

MINISTÉRIO DAS
RELAÇÕES
EXTERIORESMINISTÉRIO DO
MEIO AMBIENTE E
MUDANÇA DO CLIMA

海洋

10. 持続可能な開発にとって海洋が極めて重要であることを十分に意識し、気候の安定性を確保し、気候変動の悪影響に対処する上で海洋が果たす本質的な役割を評価しつつ、海洋環境の保護と海洋資源及び生物多様性の保全と持続可能な利用を確保するためには、十分な資金調達と一層の努力、適切な計画と管理が不可欠であることを認識する。

11. SDG14の達成に向け、安全で、クリーンで、健康的で、生産的な海洋及び海洋生態系を確保するために、我々は海洋・沿岸生態系の保全、回復、持続可能な利用に尽力する。我々の目標は、公正で持続可能なブルーエコノミー／海洋を基盤とした経済を推進することであり、同時に地域社会の回復力を支援し、海洋生態系に対する人間活動の累積的影響についての理解を深めることである。我々は、計画された活動の結果を予測し、持続可能な開発への悪影響を軽減または排除することを目指す。プラスチック汚染を含む海洋汚染が、海洋の生物多様性に悪影響を及ぼし、その結果、海洋経済の生産性に悪影響を及ぼすことを認識し、我々は海洋の持続可能性がもたらす社会的、環境的、経済的利益を引き出すことにコミットしている。この目的のため、我々は、海洋保護に関する多国間研究を強化し、進行中のプロセスを支援し、海洋、海、海洋資源の保全と持続可能な利用のための革新的な資金調達を促進するために協力し、多国間協力を更に強化することを決意する。

12. 我々は、国が決定する貢献（NDC）並びに生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAPs）は国が決定するという性質を持つことを想起し、各国の事情及び関連するマנדートに沿って、NDC及びNBSAPsを含む国家の気候・生物多様性に関する計画・政策の準備及び実施に、適宜、海洋及び沿岸に関連する行動を含めることの重要性を認識する。我々はまた、これらの行動を実施し、統合し、モニタリングすることが、その有効性を追求する上で重要であることを認識する。

13. 我々は、二国間及び多国間の協力を通じた包括的な海洋空間計画（MSP）及び統合沿岸域管理（ICZM）等の重要性と、海洋活動の公平かつ公正な配分を確保するため、沿岸国の利益を考慮することの重要性を認識する。海洋資源に対する増大する需要と、生物多様性及び沿岸・海洋生態系の保護・回復の必要性に直面する中で、これらの利益のバランスをとり、トレードオフを評価することを目的として、我々はこのような政策やツールを推進し、同様のアプローチを採用することを望む他国を支援することを目指す。

14. 国家管轄権外区域における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に取り組む緊急の必要性を認識し、G20ニューデリー首脳宣言に反映された我々の首脳コンセンサスに基づき、我々は、全ての国に対し、国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での協定（BBNJ協定）締約国による早期の発効と実施を求め、特に途上国に対して国際協力、能力構築、技術支援及び財政支援を強化する必要性を強調する。



MINISTÉRIO DAS
RELAÇÕES
EXTERIORES

MINISTÉRIO DO
MEIO AMBIENTE E
MUDANÇA DO CLIMA



15. 我々は、海洋と沿岸の保全と回復、意思決定と管理の取組において、先住民、地域社会、沿岸地域社会、女性、若者の意識を高め、能力を構築し、有意義な参加を促進し、奨励することにコミットする。この目的のため、我々は、彼らの海洋問題への関与を強化し、海洋リテラシーを高め、地域社会に海洋環境を尊重し、世界中の海洋文化を保護する力を与える海洋教育イニシアティブを支援することに努める。

生態系サービスへの支払い（PES）

16. 我々は、バイオーム（生物群系）を保全し、生物多様性の損失を止めて、反転させ、生態系とそのサービスを回復させるための取組を強化することの緊急の必要性を強調する。我々は、2030年までに森林減少及び森林劣化を阻止し、回復させる努力を強化する重要性を強く主張する。我々は、生物多様性条約第15回締約国会議で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組（KM-GBF）の迅速かつ完全、効果的な実施のコミットメントを再確認し、しかるべく、幅広い生態系サービスの価値、機会費用、負の外部性を意思決定に組み込むことを奨励する。我々は、実行可能な場合で、かつ各国の事情を考慮しながら、自然資本会計を国民経済計算において主流化していく取組を検討する。

17. これらの目標を達成するため、我々は、土壌肥沃度、浸食防止、受粉、水供給を含め、これらに限定せずに持続可能な開発と貧困撲滅の達成に対する生態系サービスの重要な貢献に留意しながら、自然資源の保全、回復及び持続可能な利用への我々の取組を支えていくために、生態系サービスへの支払いのような革新的な経済的手法を検討する。

18. 我々は、貿易を含む既存の多国間及びその他の国際的な約束並びに各国の政策及び状況に沿って、生態系サービスへの支払いのスキームやプログラムを大規模かつあらゆるレベルにおいて推進すること、また、地域社会や先住民を含む、生態系サービスの提供に貢献する個人及びコミュニティに対して、必要に応じて、公正かつ衡平な利益を提供することの重要性を認識する。

19. 我々は、生態系サービスへの支払いのスキームとプログラムは、包括的かつ透明性のある方法で、その設計と実施において、脆弱な立場に置かれた人々を含む、関連するパートナーや利害関係者の完全かつ効果的な参加を得ながら、かつ、関連性がある適切な場合においては、国内情勢、土地所有権の承認を促進すべき点にも考慮しながら、開発されるべきであると認識する。

20. 我々は、信頼できる長期資金を増やし、自然のための革新的な資金メカニズムを推進するための能力構築と技術協力を推進することの重要性を強調する。

21. 我々は、生態系サービスに対価を支払うための新しく多様な資金源を動員しようとする革新的なメカニズムを奨励する。そのため、我々は、ブラジルがECSWGに提示したTropical Forest Forever Facility（TFFF）の設立計画に留意し、このファンシリティを森林保



MINISTÉRIO DAS
RELAÇÕES
EXTERIORES

MINISTÉRIO DO
MEIO AMBIENTE E
MUDANÇA DO CLIMA



全のための革新的なツールとして認識する。

気候変動における適応活動と資金の強化

22. 我々は、気候変動の影響が、G20諸国及び世界全体で、特に貧しく脆弱な人々を中心に、既に現れていることに対し、ますます強い懸念を抱いている。我々は、気候変動の影響が広範囲にわたって顕著になり拡大していることを受け、社会全体及び経済全体の適応の規模を拡大し、優先順位を付け、主流化するための緊急的な行動が必要であることを認識する。

23. 気候変動の悪影響への適応及び気候強靱性の促進における、各国内及び国家間の非対称性を認識する。この観点から、我々は、G20気候変動に対する世界的な資金動員のためのタスクフォース（TF-CLIMA）及びサステナブル・ファイナンス作業部会（SFWG）の作業に留意する。我々は、あらゆる種類の適応行動を拡大することに取り組む。また、我々は、行動を起こさないことによるコストは緩和と適応のコストよりもはるかに大きいこと、そして、気候変動の人的・財政的影響はすべての人々にますます大きな影響を与えるが、最も貧しく脆弱な人々にはより強い影響を与えることを認識する。我々は適応行動が持続可能な開発と貧困撲滅に貢献することを認める。

24. 我々は、気候変動による最も脅威的な影響を管理し、回避するために必要な規模で適応策を実施するために、最も高い水準かつ経済・開発戦略において適応を主流化し、資金を含むギャップに対処することの根本的な重要性を認識する。我々は、特に、公的資金が適応行動のために他の気候変動資金源を動員するための重要な要素であり続けることを強調する。

25. 我々は、世界から地域までのレベルで、気候変動に対する強靱性の構築と、適応能力の強化において他国と協力しつつ、自国の適応政策の策定と実施を進展させることに取り組む。我々は、最も脆弱な人々に特に注意を向け、誰一人取り残すことなく、気候変動に対する脆弱性を軽減し、適応能力を強化し、あらゆる社会、経済、生態系の強靱性強化に資する措置の実施を促進するメカニズムを特定することに取り組む。

26. 我々は、次の事項について協力することを決意する。（i）必要かつ適切な場合には、途上国における気候に関する科学的基盤と知識の構築、政策とプロジェクト準備のための技術的及び制度的能力を構築し、強化することを目的とした既存のチャンネルとイニシアティブを促進すること、（ii）G20の議題において気候への適応を最高レベルの注目事項に留め、適応が資金的に不可能であり開発優先事項と競合するという現在のシナリオを、気候、経済及び財政政策とのシナジーにより、適応が社会経済開発の中心的な要素であるというシナリオに転換すること、（iii）気候変動への適応を主流化する努力を、各国の最高政治レベルで促進・支援するため、既存のチャンネルを通じ、適応のための資金、特に公的資金からの資金を増加させる方法を模索し、適応に向けた民間投資のための専用枠組みまたはプラットフォームの開発を検討すること、そして、（iv）我々は適応のための民間資金の役割を強化する必要性も認識し、民間セクターの代表、多国間及び二国間の金融機関、各国政府と協力し、

MINISTÉRIO DAS
RELAÇÕES
EXTERIORESMINISTÉRIO DO
MEIO AMBIENTE E
MUDANÇA DO CLIMA

各国の国家適応計画、政策、戦略の実施を支援できる、適応のための革新的な資金調達メカニズムを特定し、適宜推進すること。

廃棄物と循環経済

27. 我々は、様々なレベルにおいて、世界の廃棄物の約75%を発生させ、天然資源の大部分を消費する、世界最大の経済大国として、ゼロ・ウェイストやその他の取組を通じて、未管理の廃棄物及び不適切に管理された廃棄物を含む廃棄物の発生を大幅に削減させるとのコミットメントを再確認する。我々は、循環経済を支援するために、廃棄物の発生抑制を最優先し、可能でない場合には、廃棄物の削減、再利用、リサイクルを優先する。我々は、各国の事情、ニーズ、優先事項を考慮しつつ、環境上適正な廃棄物管理の割合を大幅に引き上げることにコミットし、この取組において開発途上国を効果的に支援する資源の動員及びパートナーシップ構築の重要性を認識する。

28. 我々は、汚染による環境及び人の健康への影響を削減するため、国、地域、世界レベルにおける汚染対策の継続的な取組の必要性を認識し、また、天然資源の持続可能な管理と効率的な利用の達成、SDG12に示されているような、食品ロスや食品廃棄物を含む廃棄物発生量の削減、また、クリーンで健康的かつ持続可能な環境の促進に向けて取り組むため、持続可能な消費・生産パターンを推進する。

29. 我々は、製品が可能な限り長く利用されるために、自然、経済、社会にとってプラスとなる成果を生み出す生物多様性の持続可能な利用を含め、循環経済、資源効率性、生物多様性への配慮、クリーン・低汚染戦略、バイオエコノミー、修理や再利用・リサイクルを促進する製品設計、そして革新的で持続可能な技術など、持続可能な消費と生産アプローチへの転換がもたらす機会に投資し、これを明示していく。

30. 我々は、環境上適正な廃棄物管理のための能力、資源、技術や、循環経済などを通じた持続可能な消費・生産パターンの促進において、各国の間に大きな不均衡があることを認識し、後発開発途上国や小島嶼開発途上国を含む途上国が、廃棄物管理を改善し、不法な廃棄物の移動に対処することを支援するため、バーゼル条約等の多国間環境協定の下での関連のかつ適切なコミットメントを含め、あらゆるレベルで新たな資源や追加的な資源を様々な供給源やパートナーシップから動員する必要性を認識する。

31. 循環経済などを通じた、持続可能な消費と生産アプローチへの持続可能で包摂的かつ公正な移行の必要性に応えるため、我々は、適正な仕事や質の高い雇用の創出を促進し、バリューチェーン全体を通じて、協同組合の下にある労働者、特にウェイスト・ピッカーや女性、地域社会、先住民を含む廃棄物セクターの労働者の経済的・社会的エンパワーメントと保護を推進する政策を整備する。我々は、必要に応じて、インフォーマルセクターを包摂し、循環経済施策の政策立案及び実施を促進することにコミットする。



MINISTÉRIO DAS
RELAÇÕES
EXTERIORES

MINISTÉRIO DO
MEIO AMBIENTE E
MUDANÇA DO CLIMA



32. 我々は、利用可能な最良の科学の知見を政策と行動の基礎とし、化学物質と廃棄物の適正な管理と汚染防止にさらに貢献するため、新たな政府間科学・政策パネルを設立するプロセスを強調し、進行中の交渉に建設的に取り組む。

33. 我々は、プラスチック汚染に対して取組を進める重要性を認識するとともに、現在進行中の交渉を予断することなく、また、プラスチック汚染課題に対する開発途上国の取組への支援の必要性も認識しつつ、G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組などの既存のイニシアティブを踏まえながら、科学的知見の共有と、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみとその影響のモニタリング・測定を更に実施、協力していく。

34. 最後に、我々は、プラスチック汚染を終わらせるために共同の努力を強化する必要性を認識し、UNEA決議5/14のマンデートに沿った包括的なアプローチに基づき、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する野心的で公正で、透明な法的拘束力のある国際文書を策定するための交渉を2024年末までに完結する野心を持って、協力することにコミットする。我々は、セネガル、ウルグアイ、フランス、ケニア、カナダ、タイで開催されたこれまでのINC会合の作業を基礎として、韓国で開催されるINC5会合に、協力と合意形成の精神に立ち、積極的かつ建設的に関与する。将来の文書は、国際貿易合意に関するものを含む関連する国際的な義務を考慮したものでなければならない。